

食品安全に関する監視指導等の実施状況

食品衛生法等に基づく監視指導と普及啓発

県内には、10カ所の保健所（保健福祉事務所）があります（前橋市、高崎市を除く）。そこに所属する「食品衛生監視員（食品Gメン）」が、食中毒等の食品事故の防止や食品の安全確保等のため、主に次のような業務を行っています。

- ◆食品取扱施設の監視指導、食品等の収去検査
- ◆食中毒や不良食品などの事故や苦情、食品に関する相談の対応
- ◆営業者及び食品取扱者の衛生教育、一般消費者への衛生意識の普及啓発
- ◆関係者間でのリスクコミュニケーションの実施など

食品取扱施設の監視指導（立入検査）

「食品衛生監視指導計画」に基づき、営業施設の業種（施設）毎に危害の状況等を勘案し、監視指導の重要性及び実効性等を考慮した上で、4つのランクに分類して、立入頻度を設定しています。

平成23年度は、飲食店、食品製造業、食品販売店等の施設について延べ19,245施設の立入検査を行いました。

ランク区分	業種区分	県内施設数	目標件数	監視件数	達成率(%)
Aランク業種	3回以上/年	過去1年間に食中毒等で行政処分を受けた施設	7	21	100.0
Bランク業種	2回以上/年	大量調理施設(300食/回、750食/日以上)、乳処理業、食肉製品製造業、大規模小売店舗等	407	814	86.7
Cランク業種	1回以上/年	飲食店営業(仕出し・弁当店、焼肉等専門店等)、菓子製造業、食肉処理業、清涼飲料水製造業等	6,554	6,554	104.9
小計		7,267	7,389	7,599	102.8
Dランク業種	随時	A、B、Cランク以外の施設 小規模な製造、販売施設等	22,816	—	—
合計		—	—	29,770	—

食品等の収去検査等

食品等の安全を確認するため、保健所等の食品衛生監視員が県内の製造所、市場、量販店等から収去（抜き取り）した食品等を県内の各検査機関において検査しています。

平成23年度は、各検査機関で合計1,876検体の検査を実施しました。

収去とは
食品衛生監視員が、食品等の衛生・安全を確認する「食品衛生法に基づく規格基準等の検査」を行うために、検査に必要な最小量の食品等をサンプリングすることです。

食品等事業者の衛生教育と関係者間でのリスクコミュニケーションの推進

食品の安全を確保するには、当該食品の供給者が第一義的な責任を担っています。そこで、群馬県では、営業者及び食品取扱者に対して、自主衛生管理の指導を行うとともに、消費者への食品安全に関する情報提供や意見交換会等リスクコミュニケーションの推進に努めています。

平成23年度は、計468回、延べ30,413人を対象に講習会等を行いました。

内容	開催回数	参加者数
県民とのリスクコミュニケーション		
公開討論会・意見交換会	17	751
食品衛生等に関する出前講座	114	3,572
食品衛生等に関する講習会等	197	12,505
食品検査施設の見学・学習会	38	563
小計	366	17,391
食品等事業者の自主的な衛生管理の推進		
食品衛生責任者養成講習会	29	2,506
食品衛生責任者再講習会	70	10,241
食品表示に関する講習会	3	275
小計	102	13,022
合計	468	30,413



リスクコミュニケーションとは
消費者、事業者、専門家、行政担当者などの関係者の間で、飲食に起因して生ずる健康への悪影響が起きる可能性とその程度について、情報を共有し、意見を交換することで、相互に理解を深める取組のことです。

夏期・年末年始一斉監視

年間を通して食品取扱施設の監視指導を実施していますが、食中毒が多発する夏期や、多種類の食品が大量かつ広域に流通する年末年始には、特に違反食品の流通防止のための重点監視として、食品取扱施設の一斉監視を実施しています。

飲食店、食品製造業、販売店等への立入検査及び食品の収去検査を重点的に実施しました。

☆夏期一斉監視期間	平成23年7月1日～平成23年8月31日
☆年末年始一斉監視期間	平成23年12月1日～平成24年1月8日



施設への立入検査

食品衛生法や管理運営基準に基づき、営業施設に対して「施設基準の遵守状況」、「施設等の管理状況」、「食品等の衛生的な取扱い」、「表示基準の遵守状況」等の点検を行いました。

なお、不適事項については営業者等に対し改善指導を行い、衛生確保を図りました。

区分	延べ立入施設数	違反発見施設数	違反率	違反内容	措置
夏期一斉	4,992	171	3.4%	食品衛生法違反1件、施設基準違反17件、管理運営基準違反3件、表示基準違反151件(重複あり)	営業停止1件、行政指導170件
年末年始一斉	2,911	42	1.4%	施設基準違反7件、管理運営基準違反8件、表示基準違反27件	書面指導、口頭説諭等

食品表示調査

県内の食品製造者、量販店、直売所等における食品の表示について、食品衛生法、JAS法及び景品表示法に基づく調査・指導を行うとともに、表示内容の真正性を確認するため、DNA鑑定等を実施しました（調査の結果は20ページに掲載）。

平成23年度の違反食品

平成23年度は、県の収去検査により違反食品の発見が2件ありましたが、必要な措置を講じました。

また、生めん、そうざい及び洋生菓子の検査において衛生規範に適合していない食品を5件発見したので（9ページ参照）、それぞれ必要な指導を行いました。

なお、県内外における食品取扱施設の立入検査により発見した表示欠落などの不適正表示については、製造者等を管轄する保健所による改善指導や管轄自治体への通報などを行いました。

群馬県の食品検査で発見したもの

No.	検査区分	違反条項	品名	違反内容	措置等
1	収去検査	食品の成分規格違反（第11条第2項）	牛乳	大腸菌群陽性（基準：陰性）	製造所を立入調査し、再発防止を指導した。
2	試買検査	表示違反（第19条第2項）	果実酒	表示に記載のない保存料0.06g/kg検出（基準：0.20g/kg）	輸入者を管轄する自治体に通報した。通報先の自治体（保健所）は製造者に適正表示を指導した。